口座開設パック 取引規定

- 1. 口座開設パック取引
 - (1)口座開設パック取引(以下、本取引といいます。)とは、次の取引又はサービスをすべてあわせた総称をいいます。
 - ①口座開設パック総合口座 (無通帳サービスを含む)
 - ②テレフォンバンキングサービス及びインターネット/モバイルバンキングサービス
 - ③自動貸越サービス
 - (2)取引の開始時期は、お客さまのお申込みをスルガ銀行株式会社(以下、当社といいます。)が受付し、所定の手続を完了した時点とします。
 - (3)前記(1)③の取引については次の各号によります。
 - ①自動貸越サービスに基づく一切の債務につき、「口座開設パック取引規定集」に 記載の自動貸越サービス保証委託約款を承認のうえ、当社所定の保証会社(以下、 保証会社といいます。) へ保証を依頼していただきます。
 - ②この申込みに関して当社及び保証会社が取引上の判断をするにあたっては、当社及び保証会社が加盟する個人情報機関並びに同機関と提携する個人情報機関に本取引をお申込みになるお客さまの信用情報が登録されているときには、当社及び保証会社がそれを利用いたします。
 - ③この申込みに関しては、当社及び保証会社が取引上の判断のため、当社及び保証会社の加盟する信用情報機関を利用したときには、その利用した日等が当該情報機関に登録され、加盟会員が登録日から6ヶ月を超えない期間、それを取引上の判断のために利用いたします。
 - ④この申込みに関して、申込書に未記入箇所及び申込書記載事項以外でも当社が取引上の判断のために必要と思われる事項があるとき、当社がご自宅又はお勤め先に電話し、その未記入箇所及び必要事項について伺ったうえ、お申込書等に補記いたします。
 - (4)本取引の申込みに際しては、前記(1)の取引又はサービスの一部のみの申込みが可能です。ただし、申込みをいただいても次の各号によるときは、サービスの提供ができませんのでご留意ください。
 - ①前記(1)③について当社及び保証会社が所定の審査を行った結果、サービスの提供を見合せるとき
 - ②お客さまが前記(1)①、③に付き契約済みで、同一の取引又はサービスのお申込みとなるとき

2. 口座開設パック総合口座

- (1)前記 1(1)②及び 1(1)③については、本取引のお申込みによる口座開設パック総合口座普通預金を、それぞれ、お申込み代表口座、ご返済用口座に指定していただきます。
- (2)口座開設パック総合口座には有通帳タイプと無通帳タイプがあり、お客さまのお申出による通帳タイプの切り替えに際しては、当社所定の手数料をいただきます。また特に当社が認めるときを除き、無通帳タイプより有通帳タイプへの切り替えはできません。

なお、有通帳タイプとは総合口座取引規定第19条第1項第1号の通帳方式を指し、 無通帳タイプとは総合口座取引規定第19条第1項第2号から第4号のブックフリー 方式、デジタル通帳方式及び明細書不発行方式を指します。

3. 手数料

(1)本取引にかかる諸手数料は、前記 1.(1)の各取引及びサービス毎に別途定め、今後、前記諸手数料を改定若しくは新設したときにも、当該手数料は当社所定の方法により口

座開設パック総合口座から、通帳及び払戻請求書の提出を受けずに口座振替により引き落とします。

(2)手数料は金融情勢の変化等により変更するときがあります。変更後の手数料は変更日以降最初に到来する引落しから適用します。

4. 届出事項の変更

住所・氏名等の届出事項に変更があったときには、直ちに当社所定の方法により当社に届けてください。この届出前に生じた損害について当社は責任を負いません。また、住所変更等の届出がなかったために、当社からの通知や送付した書類が延着、又は到着しなかったときでも、通常到達すべきときに到達したものとみなします。

5. 解約

(1)本取引の全部又は一部を解約するときには、当社所定の依頼書を提出してください。

- (2)前項に関わらず、お客さまが次の各号のいずれかひとつにでも該当したときは、当社はいつでも本取引の全部又は一部を解約することができます。また、その解約にかかる本取引が 1.(1)③のサービスのときには、そのサービスに基づく債務の全額を直ちに弁済してください。
 - ①「口座開設パック取引規定集」記載の普通預金規定 10. (3)のいずれかひとつ
 - ②「口座開設パック取引規定集」記載のテレフォンバンキング利用規定第15条5のいずれかひとつ
 - ③「口座開設パック取引規定集」記載のインターネット/モバイルバンキング利用規 定第31条2のいずれかひとつ
 - ④ 「口座開設パック取引規定集」記載の自動貸越サービス取引規定 10. (1)又は(2)のいずれかひとつ

後記6の各種規定に定めている解約に係る条文のほか、この預金、サービスがマネー・ローンダリング、テロ資金供与、経済制裁関係法令等に抵触する取引に利用され、又はそのおそれがあると合理的に認められるとき、後記9. (1) から (4) までのいずれかの定めにもとづく取引の制限が1年以上にわたり解消されないときは、当社はこの預金、サービスを停止し、又は預金者及びサービス利用者に通知することにより、この預金口座、サービスを解約できます。なお、通知により解約するときは、到達のいかんにかかわらず、当社が解約の通知を届出のあった氏名、住所にあてて発信したときに解約できます。

6. 規定の準用

この規定に定めのない事項については、「口座開設パック取引規定集」記載の下記規定等により取扱いします。

記

普通預金規定、総合口座取引規定、テレフォンバンキング利用規定、インターネット/モバイルバンキング利用規定、自動貸越サービス取引規定、自動貸越サービス保証委託約款、スルガの無通帳サービス〈ブックフリー〉ご利用規定、個人向け無通帳サービス〈有料ブックフリー〉利用規定、明細書不発行方式利用規定、通帳出金サービス規定

7. 規定の変更について

法令の変更、監督官庁の指示、金融情勢の変化その他の理由により、この規定を変更する必要がある場合には、民法その他の法令の規定に基づき、当社は、変更内容について当社ホームページの掲載、店頭掲示等、適宜の方法で周知することにより、これを変更できます。変更された場合には、変更後の内容が適用されます。

8. 反社会的勢力にかかる取引規定

(1)反社会的勢力との取引拒絶

各種預金取引やその他付随取引及び本取引を含む当社が扱う各種サービス等(以下これらを総称して「取引」といい、取引にかかる契約・約定・規定等を「契約等」といいます。)は、次の各号のいずれにも該当しないことを条件として利用できます。また、これらの一つにでも該当すると当社が判断したときは、当社は取引の開始をお断りします。

- ①お客さま(取引にかかる代理人及び保証人を含みます、以下同じ。)が、取引のお申込み時に確認した「反社会的勢力ではないことの表明・確約に関する同意事項」に該当していたことが判明したとき
- ②お客さまが、現在、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなったときから 5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動標ぼうゴロ又は特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者(以下、これらを「暴力団員等」という。)に該当しないこと、及び次のいずれかに該当したことが判明したとき
 - (i) 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること
 - (ii) 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
 - (iii) 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもってするなど、不正に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること
 - (iv) 暴力団員等に対して資金等を提供し、又は便宜を提供するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
 - (v) 役員又は経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難される べき関係を有すること
- ③お客さまが、自ら又は第三者を利用して次のいずれかに該当する行為をしたとき
 - (i) 暴力的な要求行為
 - (ii) 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - (iii) 取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
 - (iv) 風説を流布し、偽計を用い又は威力を用いて当社の信用を毀損し、又は当社 の業務を妨害する行為
 - (v) その他 (i) ~ (iv) に準ずる行為
- (2)取引の停止、及び解約

当社は、お客さまが、前項①~③の各号に該当すると判断し、取引を継続することが 不適切であると判断したときには、お客さまに通知することなく取引を停止し、また、 お客さまに通知のうえ契約等を解約できます。

(3)前項の規定により、お客さまに損害が生じたときにも、銀行になんらの請求はできません。また、銀行に損害が生じたときは、お客さまがその責任を負います。

(4)本規定の効力

この規定は、取引にかかる契約等に基づく当社の権利行使を何ら妨げるものではなく、この規定と抵触しない契約等の各条項の効力を変更するものではありません。また、この規定は、契約等と一体をなすものとして取り扱われます。

9. 取引の制限等

(1)当社は、預金者及びサービス利用者の情報や具体的な取引の内容等を適切に把握するため、提出期限を指定して各種確認や資料の提出を求めることがあります。また、預金者情報、サービス利用者情報に変更があったときは速やかに当社に届け出てください。預金者及びサービス利用者から正当な理由なく指定した期限までに回答、届出いただけないときには、入金、払戻、各種手続等について各種預金規定及び各種サービス利用・取引規定にもとづく取引の一部を制限することがあります。

- (2)1年以上利用のない預金口座、サービスは、入金、払戻、各種手続等について、各種預金規定及び各種サービス利用・取引規定にもとづく取引の一部を制限することがあります。
- (3)日本国籍を保有せず本邦に居住する預金者は、当社の求めに応じ適法な在留資格・在留期間を保持している旨を当社所定の方法により届け出るものとします。当該預金者及びサービス利用者が当社に届け出た在留期間を超過したときには、入金、払戻、各種手続等について、各種預金規定及び各種サービス利用・取引規定にもとづく取引の一部を制限することがあります。
- (4)前記(1)の各種確認や資料の提出の求めに対する預金者及びサービス利用者の回答、具体的な取引の内容、又は預金者及びサービス利用者の説明内容やその他の事情を考慮して、当社がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、又は経済制裁関係法令への抵触のおそれがあると判断したときには、入金、払戻、各種手続等について各種預金規定及び各種サービス利用・取引規定にもとづく取引の一部を制限することがあります。

前記(1)から(4)に定めるいずれの取引の制限についても、預金者及びサービス利用者からの説明等にもとづき、マネー・ローンダリング、テロ資金供与、又は経済制裁関係法令等への抵触のおそれが合理的に解消されたと当社が認めるときは、当社は当該取引の制限を解除します。

以上(2024年1月22日現在)